

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）（C-9315）	関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）（C-9315）
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄 イ～ニ (省略) ホ 「受領者等による読み取り」欄には、承認を受けようとする書類に、書類の作成又は受領をする者（以下「受領者等」という。）が読み取るものがある場合、□（チェック欄）にレ点を記入する。 △ 「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ点を記入する。 ト 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。	(3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄 イ～ニ (同左) <u>(新規)</u> ホ 「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ点を記入する。 △ 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。
(4) (省略)	(4) (同左)
(5) 「3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・ <u>関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日</u> （新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者又は特定輸出者として承認された且若しくは法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告又は法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日を記載する。	(5) 「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。
(6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む（デジタルカメラやスマートフォン等の場合、「スキャナ」を○で囲む）。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。 ロ～ニ (省略) ホ 記載に当たっては、記載欄の範囲内で、主なものを記載する。	(6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。
(7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の	(7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 個別の記載方法</p> <p>① 「(2) <u>—1 タイムスタンプの付与に関する措置</u>」の「事業者の名称」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p> <p>② (省略)</p> <p>ハ 「(7) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。</p> <p>ニ 「(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6(4)に記載した電子計算機処理システムをいう。</p> <p>ホ 「(10) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 個別の記載方法</p> <p>① 「(2) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p> <p>② (同左)</p> <p>ハ 「(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。</p> <p>ニ 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6(4)に記載した電子計算機処理システムをいう。</p> <p>ホ 「(9) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</p> <p>(8) (同左)</p>